

砺波市国民健康保険



“出産育児一時金”について

◆ 出産育児一時金とは

砺波市の国民健康保険に加入している方が出産(注1)されたときに、一時金が支給されます。

- (注1) 妊娠4か月以上(生産、死産、早産を問わず)の分べんをいいます。
- 1年以上被用者保険の被保険者であった妊産婦本人が、被保険者の資格を喪失してから6か月以内に出産した場合は、被用者保険から出産育児一時金を受け取ることができます。

◆ 医療機関に直接支払います

- 出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として、**医療保険者(砺波市)から直接医療機関に出産育児一時金を支払います。**
- 出産費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合は、その差額分を砺波市に請求していただくことになります。

◆ 支給金額(1児につき)※令和5年4月1日以降出産分

支 給 要 件	支給金額
・在胎週数22週以上で、「産科医療補償制度」に加入している医療機関での出産	500,000円 (令和5年3月31日以前 出産分は420,000円)
・妊娠4か月(12週)以上在胎週数22週未満の出産 又は ・在胎週数22週以上で、「産科医療補償制度」に加入していない医療機関での出産	488,000円 (令和5年3月31日以前 出産分は408,000円)

◆ 手続きの方法

- ★ **ご本人と医療機関との間で、事前に『申請・受取に係る代理契約』を締結**してください。
→ **合意文書の作成**(2通)。手続きの詳細については、医療機関へお問合せください。

(1) 直接支払制度を利用する場合

① 出産費用が50万(48.8万)円を超えた場合

- 出産費用と出産育児一時金の差額(不足額)は、ご本人が医療機関へ支払います。
※ 市役所で手続きしていただく事はありません。

② 出産費用が50万(48.8万)円未満の場合

- 出産育児一時金と出産費用の差額は、市から受け取ることができます。
市役所市民課又は庄川支所市民福祉課窓口で申請手続きをしてください。
【申請に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証(マイナ保険証(※)、資格確認書を含む。)
- 医療機関から交付された出産費用の領収・明細書
- 出産(死産・流産を含む)を証明する書類(母子健康手帳等)
- 医療機関との代理契約に関する文書
- 世帯主様名義の預金通帳(振込先がわかるもの)

(※)健康保険証として利用登録を済ませたマイナンバーカードのこと。



(2) 直接支払制度を利用しない場合

- 一旦、医療機関で出産費用の全額をお支払いいただき、後日市役所窓口で、出産育児一時金(全額)の申請手続きをしてください。

＜お問合せ＞

市民課国保年金係
33-1362